

平成28年度 第1回 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

1 日 時 平成29年2月16日（木）10時30分～12時00分

2 場 所 岐阜県議会西棟 3階 第二会議室

3 議 題

(1) 地方改善促進審議会委員の改選方針（案）について

4 報 告

(1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

(2) 平成29年度同和対策関係予算（案）の概要について

(3) 平成28年度同和问题解消に向けた啓発活動について

5 発言要旨

【委員】 「部落差別解消推進法」では「地域の実情を踏まえた同和問題の啓発」が求められているが、果たして、各自治体は本当に取り組めるのか。

地域・地区によって、部落差別に対する関心・取り組みに差があるし、差別の解消、現存についても意見が分かれる。住民の流入による混住化、少子高齢化、人口減少も進み、部落の実態が見えにくくなっている。

「実情」をどのように踏まえるのかは、非常に難しい。もっとこの点について議論すべき。

人権課題に軽重は無く、優先順位は無い。同和問題の解決は、「響き合い、重なり合う感性の広がり」と深まり」が無ければ成し得ない。

【 県 】 県の行う啓発事業等は、どうしても広く一般的に行うものになる。県内市町村とも話し合い、「地域の実情」について議論していく必要がある。

【委員】 地域改善事業の実施によって、部落の住環境等の改善が図られれば、差別の意識も改善できると信じてやってきたが、環境が改善しても残念ながら差別や忌避の意識は克服できていない。また、せっかくの改良住宅が老朽化、象徴化してしまい、自治体が対応に非常に苦慮しているところもある。こうしたところは実情として把握しておくべき。これまでの同和问题への取り組み方についても反省すべきところはある。

【委員】 当自治体の改良住宅については、法的措置も含めて管理の適正化を進めているところ。将来的には払下げも考えている。

【委員】 今、杉原千畝の出生地問題が報道されているが、同和问题も出生地、出自の問題。一方は英雄視され、もう一方は差別の原因になっている。出生・出身地を大切にする気

持ちは分からなくもないが、広く人権を考えるとときには、もう我々は出生地に拘ることはやめるべきだと思う。

【 県 】 部落差別解消のための行政施策について、その効果、成果を検証することが重要。
例えば、啓発活動であれば、それが県民の意識、心にどこまで届いているのか、をアンケートや感想文等で見ることがある。

「施策」は「検証」に耐えうるものである必要があり、その施策を行う理由を県民に説明できなければならない。

また、各自治体の人権担当者が持っている施策を行うに当たっての悩みなども共有できるようにするとよい。

【 県 】 施策の検証は非常に重要。例えば、人権研修がどのような効果をもたらしたかは、受講者アンケートでチェックは行うが、それを県民への説明にどのような形で活かしていくかなど、模索・追及していきたい。

【 委員 】 部落問題のアンケートを行うと、他の人権課題に比べて「知らない」という回答の割合が非常に高い。知らない人権は守られない。部落差別解消法ができた目的などを県民に周知し、同和問題、旧対象地区に関する実態をきちんと調査・把握したうえで、施策を行うことが重要。

【 委員 】 部落差別解消推進法は、過去の地方改善、同和問題に関する取り組みの問題点や反省点の検証とその結果の反映が無いままに制定されたことは残念。

【 委員 】 我々委員にも、部落差別の現状や実態が非常に見えにくくなっている。
いじめなど、委員それぞれが担う人権課題の分野もあり、そちらでも同和問題について考えることができる機会を持てると良いと思う。そのための情報や資料の提供も望みたい。差別をしてはいけないという意識を育めれば。